

平成22年第1回
尾張旭市公平委員会議事録

尾張旭市公平委員会

平成22年第1回尾張旭市公平委員会議事録

- 1 開催日時
平成22年3月25日(木)
開会 午前10時00分
閉会 午前10時25分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 南庁舎2階 203会議室
- 3 出席委員
委員長 川合伸子
委員 戸塚理人
委員 岡本浩
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
行政課長 長江建二
行政課長補佐 渡辺理
行政課法務文書係主査 森下佳美
- 7 会議に付した事件
第1号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について
第2号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
- 8 会議の要旨

行政課長	<p>本日は、委員各位におかれましては、ご多用のところご出席を賜り、ありがとうございます。</p> <p>議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。</p> <p>それではよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>委員3名出席です。</p> <p>地方公務員法第11条に基づき定足数でありますので、ただ今より平成22年第1回尾張旭市公平委員会を開会いたします。</p> <p>これより議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議案は、第1号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』と、追加議案といたしまして第2号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』の2議案でございます。</p>

<p>委員長</p>	<p>それでは、第1号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を議題とします。</p> <p>議案について、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局 (課長補佐)</p>	<p>第1号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を、ご説明いたします。</p> <p>この案の関係法令等をご説明させていただきますと、まず地方公務員法第53条第9項に規定がございます。その要旨は、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なくてはならないというものです。</p> <p>また、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第4条第1項には、登録を受けた職員団体は、その規約若しくは申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会へ書面をもって届け出なければならないとする規程がございます。</p> <p>これらの規定により、登録を受けている職員団体であります尾張旭市教員組合の代表者から届出があり、当該職員団体の申請書の記載事項を変更登録する必要が生じたものでございます。</p> <p>変更の内容は2点ございます。まず1点目は、組合事務所の所在地変更の件でございます。その変更届の写しは、資料の3ページに添付してございます。当該組合の事務所の所在地が、尾張旭市城山町城山13番地1の城山小学校内から大塚町二丁目10番地1の瑞鳳小学校内へ変更になったものでございます。なお、組合の事務所は、当該組合同規約第1条において、組合長の勤務校と定められているものでございます。</p> <p>届出の2点目は、理事その他の役員に関する事項の変更の件でございます。資料の4ページに改任届の写しを添付してございます。当該組合同規約第16条の規定により、役員は組合長を始め4名であり、この度全ての役員が改任されましたので届出があったものでございます。</p> <p>なお、資料の5ページには、役員の選出に係る、当該組合の選挙管理委員長による役員改任の証明書が添付してございます。</p> <p>以上、ご説明した2点の変更の届出内容は、法令等の変更登録の要件に適合しているものと思われまふ。宜しくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>

委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、ご質問等があればお受けいたします。</p>
委員長	<p>(質問なし)</p> <p>ご質問もないようです。</p> <p>尾張旭市教員組合の職員団体の申請書の記載事項を、公平委員会に変更登録することについて、ご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、尾張旭市教員組合の申請書の記載事項を公平委員会に変更登録することとします。</p> <p>続きまして、第2号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』を議題とします。議案について事務局から説明して下さい。</p>
事務局 (課長補佐)	<p>第2号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』を、ご説明いたします。資料の7ページをご覧ください。</p> <p>この案を提出いたしますのは、平成22年4月1日から、監査委員事務局に事務局次長が設置されることに伴い、当該公平委員会規則においても関連する部分について、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>資料の8ページをご覧ください。一部改正の内容につきまして、新旧対照表に沿ってご説明いたします。</p> <p>この規則の別表中、監査委員事務局の職に、「事務局次長」を追加するというものでございます。</p> <p>施行期日につきましては、平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。</p> <p>以上が今回の改正の概要でございます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、ご質問等があればお受けいたします。</p> <p>(質問なし)</p>

	<p>ご質問がないようです。</p> <p>尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することとします。</p> <p>では次に「その他」の「尾張旭市職員の分限及び懲戒処分の状況について」ですが、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (森下)	<p>尾張旭市職員の分限及び懲戒処分の状況について、ご報告させていただきます。</p> <p>資料の6ページをご覧ください。</p> <p>平成17年度から平成21年度までの、尾張旭市職員の処分状況をまとめてございます。</p> <p>この資料のとおり、昨年度に引き続きまして、今年度も項目1のアの休職処分がございました。理由は、心身の故障により長期の休養を要する場合の休職でございます。平成17年度に4人、18年度に3人、19年度に1人、20年度に2人、21年度は今のところ3人でございます。</p> <p>その他の処分につきましてはございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、ご質問等があればお受けいたします。</p>
岡本委員	<p>処分の理由から見ますと、メンタルヘルスが重要と思われれます。上司が部下に対して精神面でもフォローをする必要がありますね。メンタルについての研修はされていますか。</p>
行政課長	<p>人事課主催で、メンタルヘルスについての研修が行われています。</p>
岡本委員	<p>職場に労働組合があると、メンタル強化について話ができますが、当市には組合がありません。その分上司が部下のメンタル面に気を付ける必要があるのではないのでしょうか。</p>

行政課長	<p>確かに当市には労働組合がございませんが、職員互助会がございまして、そこが労働組合の代わりをしながら対応しているのが現状でございます。これまでのところ、特に問題はございません。</p>
委員長	<p>他にご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
委員長	<p>それでは、尾張旭市職員の処分の状況については承知いたしました。</p> <p>これで本日予定されておりました全ての議案につきまして終了いたしました。その他事務局の方から何か連絡事項等がありますか。</p>
行政課長	<p>特定事業主行動計画についてご連絡させていただきます。お手元の資料をご覧ください。「特定事業主行動計画後期計画策定に関する調査審議結果について」という2月23日付の委員長あての文書と『健やか育児プラン』がございます。</p> <p>プランの表紙をおめくりいただきまして、2ページの「はじめに」をご覧ください。このプランは、ここに書いてございますように、平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の仕事と子育ての両立を図る取組みについて策定されたものでございます。平成17年度から5年間の前期計画が終了しましたので、見直しをふまえてこの度後期計画として新たに制定しようとするものでございます。</p> <p>本来的には、公平委員会として単独で計画を策定することも考えられますが、公平委員会の事務職員は市の職員と兼務しており、市長部局で制定された計画に従うこととなります。このため、市議会や他の行政委員会と同様に、平成16年3月の公平委員会にて、連名で同計画を策定することについて、委員のみなさまにご了解いただいた経緯がございます。</p> <p>後期計画につきましても同様にすすめてまいりたいと存じますので、ご了解いただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>

委員長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明の内容等につきまして、ご質問等があればお受けいたします。</p>
岡本委員	<p>この計画を市が作ったと市民に公表する主旨は、他の企業などにも勧めるためですか。</p>
事務局 (課長補佐)	<p>公表につきましては、法律で義務づけられているものでもあり、市がこのような計画を立てて実行していくことを広く理解していただきたいとするものでもあります。</p>
岡本委員	<p>この計画を読みましたが、内容がしっかりしていて感心しました。</p>
戸塚委員	<p>こういった計画は、現実には大企業では進んでいても、中小企業ではなかなか進んでいないのだと思います。</p>
行政課長	<p>やはり努力が必要だと思います。当市では、今後男性職員の育児休暇取得を促進させていきたいと考えております。</p>
戸塚委員	<p>現実には難しいかも知れませんね。ただ、職場内でお互いに助け合うことは大事だと思います。</p>
委員長	<p>他にはご質問等はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>それでは、特定事業主行動計画の件については了解いたしました。</p> <p>これもちまして、尾張旭市公平委員会を閉会いたします。</p>